

太 総 務 第 295 号

平成 19 年 7 月 17 日

太子町行財政審議会

会長 門 田 善 二 様

太子町長 首 藤 正



「水道料金の改定」について（諮問）

現行の水道料金は昭和 56 年 6 月に改定されて以来、今日まで 26 年間料金を据え置いておりますが、近年の社会経済情勢の変化による水需要の減少に伴う料金収入の減収、また老朽化施設の更新や安全・安心な水質を維持するための施設整備等の経費等により、このままの料金体系では大幅な財源不足が予想されるところであります。

当町水道事業は地方公営企業法の適用を受け、その第 3 条では、企業の負担すべき経費は企業の能率的・合理的な経営により独立採算に徹すべきものとされており、当町水道事業の健全な経営を図るためには水道料金の改定は不可欠と考えますので、太子町行財政審議会の意見を求めるものであります。

よって、行財政審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に、その「水道料金の改定」について諮問いたします。